

(仮称) 長岡市公共施設等総合管理計画策定委託に関する説明書

1 委託業務の名称

管総委第1号 (仮称) 長岡市公共施設等総合管理計画策定委託

2 業務の背景と目的

近年、全国的な傾向として、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や市民ニーズが変化していることに加え、公共施設の老朽化による施設の大量更新時代の到来と義務的経費の増大などによる財政状況の悪化見通し等、公共施設を取り巻く環境について、抜本的な見直しが必要であることが叫ばれている。

本市においても同様な状況があり、これらの諸問題を解決するために、保有する公共施設を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、総合的かつ計画的な取組が必要不可欠である。

そこで貴重な財産である公共施設を最大限に有効活用することを目指した、(仮称) 長岡市公共施設等総合管理計画を策定し、健全で持続可能なまちづくりを図っていくものとする。

3 業務の概要

公共施設等総合管理計画策定にあたっては、国の「インフラ長寿命化基本計画」を参考にするとともに、平成26年4月22日付けの総務省自治財政局財務調査課長通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」の指針に対応した計画を策定すること。また、計画は平成27年度及び28年度の2か年で策定するものとする。

・対象施設

<公共建築物>

施設数 約1,500施設

総延床面積 約130万㎡

<インフラ施設>

種 別	主な施設	施設数
道 路	道路延長	3,546 km
	橋りょう	1,863か所
	トンネル	14か所
	舗装(延長)	2,580 km
	横断歩道橋	5か所
	道路照明灯	1,804本

上水道	管路延長	2, 170 km
	浄水場	9 箇所
	配水池	46 箇所
下水道	管路延長	2, 106 km
	浄化センター	8 箇所
公園	公園箇所数	318 箇所
	面積	253 ha

平成27年度に予定している主な業務は以下の通りである。

- (1) 総務省からの指針の「第1 総合管理計画に記載すべき事項」のうち「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の策定に関する業務について

以下の項目をはじめ、長岡市の公共施設等及び長岡市の現況・将来見通し・課題について客観的に把握・分析を行うこと。

- ① 老朽化の状況や利用状況等をはじめとした公共施設等の状況
- ② 総人口や年代別人口についての今後の見通し（概ね30年程度）
- ③ 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み
- ④ 財政収支の見込み

- (2) 「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」の策定に関する業務について

基本的な方針は、(1)の「公共施設等の現況及び将来の見通し」で明らかになった課題の把握・分析を基に、公共施設等全体を今後どのように管理していくかについて、更新・統廃合・長寿命化や安全性の確保などの側面から作成すること。ただし、平成27年度では、総務省の通知を満たすものとするが、必要最低限な内容にとどめ、平成28年度に内容の掘り下げ、ブラッシュアップを行うものとする。

なお、インフラ施設等については、各インフラ施設の所管部署からの助言等を踏まえ、かつ個別の長寿命化計画等の策定内容を考慮し、作成すること。

- ① 計画期間については、30年以上として検討すること。
- ② 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策を具体的に記載すること。
- ③ 現状や課題に関する長岡市の基本認識を記載すること。
- ④ 今後の公共施設等の管理に関する基本的な考え方について記載するとともに、将来的なまちづくりの視点から、PPP や PFI などの活用を検討し、具体的な公共施設等の数量に関する目標を記載すること。
- ⑤ 総合管理計画策定後の進捗状況等について評価するなどフォローアップの実施方針について記載すること。

また、管理に関する考え方に関しては、以下の事項についても記載するものとする。

- ・点検、診断等の実施方針
- ・維持管理、修繕、更新等の実施方針

- ・安全確保の実施方針
- ・耐震化の実施方針
- ・長寿命化の実施方針
- ・統合や廃止の推進方針
- ・総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(3) 総合管理計画（基本方針）の作成

(1)(2)の成果を受け、総務省の通知に適合する総合管理計画（基本方針）を作成する。
 なお、平成28年度には、以下の参考¹に示す平成28年度業務成果も加えて、総合管理計画（完成版）を作成する予定である。

(4) 検討会の運営支援

総合管理計画の検討にあたって、市の関係職員で構成する検討会を立ち上げる予定（副市長、部長級と課長級と係長級の3つの検討会を予定）である。検討会開催時の資料の作成等、検討会運営の補助業務を行う。

(5) 成果品の納品

各業務で検討、作成した成果品は必ずデータ（CD-R等）でも納品する。

参 考

平成28年度には「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」の更なる検討を行うとともに「三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の策定に関する業務を予定している。

(1) 「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」の更なる検討に関する業務について

平成27年度業務で策定した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」について、内容の掘り下げ、ブラッシュアップを行う。

(2) 「三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の策定に関する業務について

管理運営の考え方として、道路、学校等の施設類型の特性を踏まえた方針を記載すること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

4 対象事業者

次の(1)から(5)までの全ての要件に該当する者であることを要する。

- (1) 国の機関、自治体及び企業等からの委託により、過去10年以内（平成17年4月1日以降）に施設の保全計画等の策定支援の実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 委託契約期間

平成27年5月下旬（予定）から平成28年3月31日まで

なお、事業期間は平成27年度及び28年度の2か年（平成28年度末策定予定）であるが、委託契約は単年度ごとに行い、2年目の契約は、本年度の履行状況により、引き続き同事業者と契約するか否かを判断するものとする。

6 事業費限度額

12,000,000円（税込）以内とする。

※ この額は予算額であり、予定価格ではない。

※ 平成27年度の事業費であり、平成28年度分は含まない。

7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

8 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

説明書等を熟読した上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは、「(仮称)長岡市公共施設等総合管理計画」の策定業務における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容並びに成果品の一部の作成及び提出を求めるものではない。

具体的な作業は、契約後、提案書に記載の内容を踏まえた上で、本市と協議しながら行うものとする。

(2) 提案書に記載する事項

下記事項について、資料を作成すること。

ア 業務の実施体制に関する事項（様式任意）

本業務への対応予定体制（管理責任者、主任担当者等）について記載すること。

担当者が建築・保全関係の資格（一級建築士、技術士、認定ファシリティマネージャー等）を有している場合は、その保有している資格についても記載すること。

イ 取組方針等に関する事項（様式任意）

「3 業務の概要」(1)～(8)を実施する上で本市が重要視している以下の(ア)から(カ)までのテーマについて、現時点の考えや取組方針等を、業務実績等を踏まえながら提案すること。

【テーマ】

(ア) 現状把握及び現状分析の手法について

長岡市は、2度の市町村合併で900k㎡近い市域を持ち、海岸部や山間部等、

同じ市内でも地理条件が大きく異なっている。

多種多様な環境下にある公共施設の現状把握と分析業務を効率的に進めるためには、どのような取組手法と評価指標が有効と考えるか。

(イ) 公共建築物、インフラ施設の取り扱いの違いについて

対象施設となる公共建築物、インフラ施設の2つは、分析、取組についても、同じように扱える部分と、そうでない部分があると思われる。それぞれの特性を踏まえて、どのような分析、取組をしていくべきと考えるか。

(ロ) 継続的な総合管理計画の実施について

総合管理計画の策定はゴールではなく、スタートである。

今後、老朽化や少子化など、公共施設を取り巻く環境は一層厳しくなっていくことが考えられるため、その時々の実情に沿った計画とするため、適宜見直しが必要になると考えられる。

計画の見直し、情報の更新が少ない負担で行えるようするためには、どのような工夫が考えられるか。

(ハ) 安全で安心な公共施設の提供について

安全性の確保は公共施設が備えるべき、もっとも大切な要件の一つである。そのために具体的にどのような取組が効果的と考えるか。

(ニ) 市民の利用状況を的確に捉えた公共施設の再配置について

広域で地理条件が大きく異なっている市域の中で、公共施設に対する市民の要望は多様である。また公共施設の再配置を行うに当たり、市民サービスの低下は極力抑える必要がある。そのために具体的にどのような取組が効果的と考えるか。

(ホ) 貴社のアピールポイントについて

本業務を進めるに当たっての独自の強みや売り（アピールポイント）はどのようなものか。

ウ 業務スケジュールに関する事項（様式任意）

本委託の業務スケジュールを作成すること（平成27年度及び28年度の2か年）。

エ 費用見積りに関する事項（様式任意）

本委託の履行に係る経費の見積書を提出すること（平成27年度分及び平成28年度分（参考））。

9 提案書の記載に関する注意事項

ア 様式は、日本工業規格A4とする。カラー可。

イ 記載の方法は横書きとし、文字の大きさは11ポイント以上とする（書式は、任意とする。）。

ウ 提案書には、提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

10 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

- ア 提出種類
- ・簡易評価型プロポーザル参加表明書（様式1）
 - ・誓約書（様式2）
※本市の入札参加資格名簿に登録済の者は様式2の提出は不要。
 - ・業務経歴書兼参加資格確認書（様式3）及び業務経歴を確認できる契約書の写し
- イ 提出方法
- 持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。また、ファックス及び電子メールの場合は、着信を必ず確認すること。
- ウ 提出先
- 長岡市財務部管財課
住所 〒940-0062 長岡市大手通2丁目6番地
フェニックス大手イースト6階
電話 0258-39-2211
FAX 0258-39-2325
e-mail kanzai@city.nagaoka.lg.jp
- エ 提出期限 平成27年4月16日(木曜日)午後5時

(2) 提案書

- ア 提出方法
- 11部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）とする。
- イ 体裁
- ・提案書
片面印刷とし、「8. 提案書の作成」の(2)ア～エの順に左2箇所をホチキス止めすること。
 - ・様式4
提案書の表紙として、様式4を提出すること。（様式4と提案書はホチキス止めをしない。）
 - ・見積書
「8. 提案書の作成」(2)エとは別に、事業者の所在地、名称、代表者職名を記載し、代表者印を押印した見積書を提出すること。
（ホチキス止めをしない。）
- ウ 提出先
- 長岡市財務部管財課（参加表明書提出先に同じ）
- エ 提出期限 平成27年5月11日（月曜日）午後5時
- オ プレゼンテーション 期日：平成27年5月18日（月曜日）
会場：まちなかキャンパス長岡 3階 302会議室
プレゼンテーションの参加者は2名までとし、選考された場合に管理責任者もしくは主任担当者となる者を必ず含める。
プレゼンテーションの時間等は、参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知する。順番は、参加事業者名称の五十音順とす

る。

また、プレゼンテーション会場にはスクリーン、プロジェクター及びVGAケーブル(音声出力無し)が備え付けてあるが、パソコンと電源ケーブルはない。プロジェクターを使用する場合は、事前に管財課に連絡し、必要な機器を各参加事業者で用意すること。

11 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(様式5)により行うものとし、電子メール(着信を確認すること)で提出すること。電話又はファックスによる質問は一切受け付けない。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電子メールアドレスを併記すること。

ア 質問の受付及び回答課 長岡市財務部管財課

イ 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から平成27年4月23日
(木曜日)午後5時まで

- (2) 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、参加表明書を提出した者全員に電子メールにて回答する。

12 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者である者の中から、提案書やプレゼンテーションの内容を評価要領に基づき総合的に評価し、最優秀者を決定する。

* 提出事業者が6社を超える場合、書類審査による一次選考を行うため、ヒアリング実施日を延期することがある。延期後の日時は、対象事業者に通知する。

13 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

14 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 提出された提案書の著作権は、参加した事業者に帰属する。ただし、長岡市がこのプロポーザルの結果の報告や公表等のために必要となる場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。

- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）に基づき提出書類を公開することがある。

担 当：長岡市財務部管財課
住 所：〒940-0062
長岡市大手通2丁目6番地
フェニックス大手イースト6階
電 話：0258-39-2211 F A X：0258-39-2325
e-mail：kanzai@city.nagaoka.lg.jp